

【飲食店事業継続支援事業】 予算額70,300千円

- 特に飲食店においては、観光客の減少、外出の自粛やイベントキャンセルなどにより消費が落ち込み、各店の資金繰りが悪化。
- 市におけるセーフティネット保証等の融資相談や商工会議所の相談受付、国の融資実行において、飲食店の割合が約4割と最も多い。
- そのため、目先の資金繰りの一助として固定費である家賃の支払いを支援し、事業継続への意欲の喚起と、地域の暮らしを守る契機とする。

1 実施内容 飲食店の事業継続を支援するため、店舗家賃の一部を補助

【対 象】 店内で飲食を提供する店舗であり、次の要件のいずれにも該当する事業者

- ① 週5日以上、通年営業している店舗
- ② 食品衛生法による営業許可（飲食店営業、喫茶店営業に限る）を受けている事業者
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響により、店舗の売り上げが令和2年3月、4月又は5月のいずれかの月が前年同月比で40%以上減少している事業者
- ④ 家賃の賃貸契約を交わし、令和2年5月及び6月に支払うべき店舗家賃がある事業者

※対象となる飲食店の例示

食堂、レストラン、専門料理店（日本料理、中華料理、焼肉店など）、そば・うどん店、ラーメン店、すし店、居酒屋、バー、スナック、喫茶店など

【補助内容】 店舗家賃の2分の1を、2か月分（5月・6月分合せて上限10万円、千円未満切り捨て、口座振込）

【申請期間】 令和2年4月30日(木)～6月30日(火)

【申請方法】 原則、郵送又は電子メール（混雑による人の密集を避けるため）

【申請書類】 申請書のほか、上記の対象要件を満たすことが確認できる書類

2 予算の内訳

【予算額】 70,300千円（一般財源70,300千円）

- ✓ 補助金 : 70,000千円 (100千円 (上限額) × 700件)
- ✓ 需用費 : 180千円 (封筒など消耗品費)
- ✓ 役務費 : 120千円 (決定通知などの郵送費)

※平成28年経済センサス結果『飲食店781件』を基に算定